

滋賀県ひとり親家庭における物価高騰対策支援事業実施要綱

第1条 目的

令和6年11月に閣議決定された国の総合経済対策を受けて交付される重点支援地方交付金について、令和6年12月にこども家庭庁から、「食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援など、重点的・効果的な負担軽減策を講じること」、「子育て世帯支援として、低所得のひとり親世帯への給付金等の支援も可能であること」が全国の地方公共団体に周知されるとともに、検討を要請されたところである。

このような状況を踏まえて、滋賀県（以下「県」という。）は県内の低所得のひとり親世帯へ食糧支援を行うため、滋賀県ひとり親家庭における物価高騰対策支援事業を実施することとし、本要綱を定めるものとする。

第2条 実施主体

実施主体は、県とする。ただし、第5条で定める給付物品等の調達・配送については、委託業者を選定して実施する。

第3条 対象者

1 対象者の条件

本事業で支援を行う対象者は、次に掲げる条件を全て満たす者であることとする。

- (1) 滋賀県内在住の者
- (2) 令和7年9月または10月に令和7年8月分の児童扶養手当を受給された者。

第4条 事業内容

1 対象者への案内

県は対象者に本事業の周知を図るため、次に掲げる方法により対象者へ案内を行うものとする。

- (1) 県内の市に在住する対象者へは、当該市が次のいずれかの方法により対応することとする。
 - ア 市が、当該市に住所を有する第3条第1項に定める対象者へ案内を行う方法（以下「市発送方式」という。）
 - イ 市が第3条第1項の対象者情報について県からの提供依頼に同意し、市から得た情報を用いて県が案内を行う方法（以下「県発送方式」という。）
- (2) 県内の町に在住する対象者へは、原則として県が案内を行う。

2 対象者からの申請

(1) 申請手続者

給付の申請手続は、原則として第3条第1項に規定する対象者が申請するものとする。ただし、対象者による申請が困難であり、かつ対象者が同意する場合は、対象者に代わる者（以下「代理人」という。）が申請手続を行うことができる。

なお、代理人が申請する場合であっても、給付物品は対象者あて送付するものとし、代理人がこ

れを受け取ることはできない。また、対象者と代理人の間に苦情または紛争が生じた場合は、当事者間でこれを解決するものとし、県は一切責任を負わない。

(2) 申請手続

申請手続者（対象者または代理人）は原則として、県が指定するインターネット上の申請受付サイト（以下「受付サイト」という。）により申請する。ただし、申請手続者が受付サイトを使用できる環境にない場合は、別に定める給付申請書を用いて郵便により申請することができるものとする。

なお、対象者および代理人は、申請手続を行うことにより申請情報を本事業の目的のために使用すること、および第7条に規定する調査等に使用することに同意したものとみなす。

(3) 申請期間

前項の申請手続の期間は、別途定める。

(4) 申請の補正・取り下げ等

ア 申請手続者は、申請後に給付の辞退を希望する場合は、県に申し出て申請の取り下げを行うことができる。

イ 県は、申請内容等に不備や疑義があると認める場合は、当該申請にかかる申請手続者に対し、相当の期間を定めてその補正や回答を求めることができる。この場合において、当該相当の期間内に申請手続者が補正や回答を行わなかった場合は、県は当該申請が取り下げられたものとみなす。

3 給付の決定等

(1) 給付の決定

県は、第4条第2項の規定による申請があり、給付の対象であると認めた場合は、給付の決定をするものとする。この場合においては、給付の決定を受けた対象者（以下「給付決定者」という。）に対し、給付物品を送付することにより給付の決定を通知するものとする。

(2) 不給付の決定

県は、第4条第2項の規定による申請があり、給付の対象でないと認めた場合は、不給付の決定をするものとする。この場合においては、不給付の決定を受けた対象者（以下「不給付決定者」という。）に対し、不給付の理由を付して通知するものとする。

(3) 給付決定の取消し

県は、給付決定者が第3条の規定による要件に該当していなかったことが判明した場合は、給付の決定を取り消すことができる。給付の決定を取り消した場合は、当該給付決定者に対し通知するものとする。

(4) 不給付決定の取消し

県は、不給付決定者が第3条の規定による要件に該当していたことが判明した場合は、当該不給付決定者に対し、給付の決定を通知するものとし、併せて、給付物品を送付することとする。

第5条 給付物品等

1 給付物品

令和7年に収穫された滋賀県産米

2 給付の限度

児童扶養手当法第4条に規定する児童一人につき2kgを1回に限り支給する。

3 給付の方法等

給付物品は、申請時に記載の給付決定者の住所（県内に限る）へ送付することにより給付する。

4 給付の時期

令和7年10月～令和8年2月

5 紛争の解決等

（1）給付物品の盗難・紛失・滅失に対して、県は一切責任を負わない。

（2）給付物品を配送する事業者と給付決定者または代理人の間で苦情または紛争が生じた場合は、県の責に帰すべき理由によるものを除き、当事者間でこれを解決するものとし、県は一切責任を負わない。

第6条 損害賠償等

県は次のいずれかの事由に該当すると認めた場合、給付決定を無効とし、また本事業に損害を与えた場合は、県は損害の賠償を請求することができる。

1 本事業の申請事項について偽って申請した場合

2 詐欺等の犯罪に結びつく行為を行った場合

3 その他、本要綱に反する行為を行うなど、県が不相当と認める場合

第7条 調査等

本事業において県が必要と認める場合は、関係機関への確認および情報提供等により調査をすることができる。

第8条 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、県が別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。